

大阪府一般競争入札心得（委託役務関係）

平成17年6月24日策定
平成20年1月30日改正
平成20年4月1日改正
平成21年8月18日改正
平成22年4月1日改正
平成22年12月1日改正
平成23年4月1日改正
平成25年1月1日改正
平成25年4月1日改正
平成26年1月1日改正
平成27年7月28日改正
平成28年4月1日改正
平成29年2月17日改正
令和元年8月26日改正
令和2年12月25日改正
令和7年1月6日改正
令和7年4月1日改正

（趣 旨）

第1条 この心得は、大阪府が行う紙入札による委託役務関係の一般競争入札（入札に参加するために必要な参加資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「財務規則」という。）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札については、入札参加者は、前項に定めるもののほか、同政令、大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年大阪府規則第77号）及び郵便入札心得を遵守しなければならない。

3 入札参加者は、入札手続に際し、大阪府の指示に従い、円滑な入札執行に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを避けなければならない。

4 入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問回答書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札手続をしなければならない。

5 入札手続及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以

下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と他の入札参加者と入札書に記載する金額（以下「入札金額」という。）又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を開示してはならない。
- 4 入札参加者は、「大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル」に基づく事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。
- 5 入札参加者は、入札手続きにおいて、次の各号の行為を行ってはならない。
 - (1) 談合その他不正行為により入札を行うこと
 - (2) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
 - (3) 同一の入札手続きにおいて、自己のほか、他人の代理人を兼ねること
 - (4) 同一の入札手続きにおいて、2以上の代理人となること

（関係会社の参加制限）

第3条の2 入札参加者は他の入札参加者との関係において、次の各号のいずれかに該当する場合、同一の入札についてそのうちの1者しか参加することができない。なお、入札参加者が上記を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは第3条第2項に該当するものではない。

- (1) 会社法第2条第3号の2に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）と同条第4号の2に規定する親会社等（以下「親会社等」という。）の関係にある場合
 - (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - (3) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。
 - ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員
 - ④ 組合の理事
 - ⑤ その他①から④までに掲げる者に準ずる者
- (4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- (5) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- (6) 事業所を同じくする場合
- (7) その他入札の公正さが阻害されると認められる関係にある場合

（入札参加者資格等）

第4条 入札参加者は、地方自治法施行令及び財務規則に基づく公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類を大阪府に提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 第1項に規定する公告に定める入札参加資格を有しない者
- (2) 公告の日から開札の日までの間に入札参加資格を取り消されている者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

(調査資料の提出) ※低入札価格調査制度を採用する入札のみ該当

第5条 低入札価格調査制度を採用する入札においては、低入札価格調査に必要となる資料（以下「調査資料」という。）を指定した日時までに提出しなければならない。ただし、大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（委託役務業務）（以下、「低入札要綱」という。）第4条第2項第1号の規定により入札書が無効となった者はこの限りではない。

2 調査資料は、入札説明書等の規定に従って作成し、提出しなければならない。

3 調査資料について、大阪府総務部契約局競争入札審査会において、「低入札要綱」に基づき調査及び審査を行う。

(入札書の提出)

第6条 入札参加者は、入札書に記名押印のうえ、指定した日時、場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。また、郵送による入札書の提出を認めている案件については、定められた日時までに公告によって示された場所に入札書を郵送しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第7条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第3条第5項、第3条の2各号及び第4条第2項のいずれかに該当する場合の入札
- (2) 所定の日時及び場所に提出されず、又は所定の日時までに所定の場所へ郵送されない入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印又は署名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 郵送による入札について、郵便入札心得に違反した入札
- (8) 調査資料を提出しない者が、低入札価格調査基準価格未満の価格でした入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者のした入札

(失 格)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 低入札価格調査制度を採用した入札において、低入札要綱第5条各号のいずれかに該当する者
- (2) 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回る価格の入札書を提出した者
- (3) 開札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者（共同企業体の場合は共同企業体の構成員、又は業務を提携して参加する者の場合は業務提携書に記載の業務提携者のいずれかの者）

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者

イ 暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められる者

- ウ 大阪府の契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
- (4) 前各号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者

(異議の申立)

第10条 入札参加者は、入札書の提出後、この心得、入札説明書、契約条項及び仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(苦情処理)

第11条 入札参加者は、特定調達契約に係る一般競争入札については、入札の手続について、大阪府政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。

(その他)

第12条 入札に際しては、すべて大阪府の指示に従うこと。

附 則

- 1 平成26年1月1日以降の公告で平成26年3月31日までに委託業務の履行を完了するものについては、なお、平成25年4月1日改正版によるものとする。